

特定非営利活動法人福生市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福生市スポーツ協会という。また、英語表記を Fussa Amateur Athletic Association 又は;FAAA あるいはFA³という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都福生市北田園二丁目9番地1 福生市中央体育館内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康体力づくり、競技力の向上及びスポーツ文化に関する事業を行い、健全なスポーツ精神の涵養を図り、市民の明るく健康的な社会の建設に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 市民参加のスポーツ大会、イベント等開催、スポーツ施設の提供、大会への派遣等市民スポーツの普及・推進事業
 - (2) スポーツ指導者の養成、登録及び派遣事業
 - (3) スポーツ情報の収集及びホームページの開設・運営、広報誌の発行等提供事業
 - (4) 市民スポーツ功労者等の表彰事業
 - (5) 体育施設の管理・運営事業
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 自動販売機によるジュース等の販売
 - (2) スポーツ関連用品の販売
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役 員 等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上45人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、会長を1人、副会長を3人以内、専務理事を1人、常務理事を5人以内とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事、常務理事は、理事の互選とする。選考方法は別途定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 常務理事は、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する
 - (2) 常務理事は、会長の指名により専門委員会の委員長を務める。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、顧問及び相談役並びに参加)

- 第20条 会長は理事会の議決を経て名誉会長、顧問及び相談役並びに参加を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び相談役並びに参加は会長の諮問に応じ、意見をのべることができる。

第4章 会議

(種別)

- 第21条 この法人の会議は、総会及び理事会並びに常務理事会の3種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第58条において同じ。）
 - (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス、電子メール等をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から定款第15条第6項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合は、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、専務理事がこれにあたり、専務理事が不在のときは、会長又は副会長が代行する。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(常務理事会の構成)

第39条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成する。

(常務理事会の権能)

第40条 常務理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 理事会に付議すべき事項
- (3) 専門委員会報告に基づく事項

(常務理事会の開催)

第41条 常務理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 常務理事会を構成する役員総数の3分の1以上から常務理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(常務理事会の招集)

第42条 常務理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に常務理事会を招集しなければならない。
- 3 常務理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(常務理事会の議長)

第43条 常務理事会の議長は、専務理事がこれにあたり、専務理事が不在のときは、会長又は副会長が代行する。

(常務理事会の議決)

第44条 常務理事会における議決事項は、第42条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 常務理事会の議事は、常務理事会を構成する出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務理事会の表決権等)

第45条 常務理事会を構成する理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため常務理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、常務理事会に出席したものとみなす。
- 4 常務理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(常務理事会の議事録)

第46条 常務理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び議事録署名人1人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 専門委員会

第47条 本会に、専門事項を調査審議し事業を推進するため、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、理事会の議決を経て、会長が理事の中から委嘱する専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第6章 資産

(資産の構成)

第48条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第49条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第50条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第51条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第52条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第54条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第55条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第56条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第57条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第58条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第59条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第60条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第61条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、東京都福生市に譲渡するものとする。

(合併)

第62条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第63条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第64条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第65条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第66条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第67条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	石川 和夫
副会長	森田 雅樹
副会長	中里 宏
副会長	三ッ橋誠一
副会長	二ツ木香治
副会長	宮野 正宏
専務理事	長谷川貞夫
常務理事	前田 京子
常務理事	西條 一郎
常務理事	横山恵美子

常務理事	村木	修
常務理事	目黒	克彦
理事	富田	正見
理事	天野	石太郎
理事	河村	一成
理事	万場	晋二
理事	岸	寛
理事	坂本	昌己
理事	山下	進
理事	奥村	雄二
理事	半澤	道由
理事	酒井	正寿
理事	古川	淑江
理事	菊地	肇
理事	堀口	弘樹
理事	野中	直人
理事	市川	重一
理事	高倉	てい子
理事	青木	弘行
理事	坂本	和夫
理事	坂口	治代
理事	久保田	俊男
理事	久松	尚武
理事	北瀬	孝範
理事	小嶋	壽夫
理事	島野	芳一
理事	森田	貞之
理事	吉野	アヤ子
理事	田村	元彦
監事	蓮池	謙一
監事	井上	寅吉

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第54条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員（個人、団体）10,000円
 - (2) 年会費 正会員（個人、団体）15,000円
賛助会員（個人）1口1,000円（1口以上）（団体）1口5,000円（1口以上）

附 則

- 1 この定款は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、定款変更の認証到達日（令和6年2月29日）から施行する。